

学術奨励金交付規程

一般財団法人
東洋水産財団

学術奨励金交付規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人東洋水産財団（以下「当財団」という）の学術奨励金（以下「助成金」という）の交付に関する事項について定め、その公正かつ公平な運営を図ることを目的とする。

（助成金の交付対象）

第2条 この規程に基づく助成金の交付対象は、次に掲げるものとする。

- （1）食品及び食品科学に関する研究
- （2）理科教育、食品科学に関する活動

（申請者の募集及び資格）

第3条 助成金の希望者（以下「申請者」という）の募集方法は、公募とする。ただし、国・公・私立大学の学長または学部長および高等学校の校長を始めとする、当財団の目的に沿った研究機関等の長からの推薦を必要とする。

2 申請者は、次に掲げるものとする。

- （1）一般研究枠：大学・大学院を始めとする当財団の目的に沿った研究機関の所属者
- （2）教育研究枠：高等学校それに準ずる機関所属者

（申請及び申請期間）

第4条 申請者は、所定の申請書を当財団に提出しなければならない。

2 申請者は、募集要項に定める期日までに申請を行うものとする。

（助成の対象となる経費）

第5条 助成の対象となる経費は、研究にあたり、通常必要とされる費用とする。

（選考委員会の設置）

第6条 当財団は、助成対象者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める選考委員会運営規程で定める。

（助成金交付手続等）

第7条 当財団は、受け付けた申請書を、選考委員会に送付するものとする。

2 選考委員会は、第2条の助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告するものとする。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求し、あるいは口頭の説明を求めることができる。

3 理事長は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事長は決定にあた

り、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

- 4 理事長が決定した事項に基づき、各申請者に決定事項と金額を内示するものとする。
- 5 助成金は、全額または必要により分割した額をもって申請者に交付する。

(助成金の決定通知)

第8条 前条により決定された助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

(研究計画等の変更)

第9条 助成金の交付の決定を受けたのちに、研究計画等に関し、重要な変更をしようとするときは、理事長の承認を受けなければならない。

(研究費等の使用制限)

第10条 助成金の交付を受けた者は、第5条の規定に従い、その研究等に直接必要な経費に使用しなければならない。

(整理保管)

第11条 助成金の交付を受けた者は、領収書及び受領書など関係書類(以下「領収書等」という)を整理保管しなければならない。ただし、第12条に定める報告において、領収書等の原本を提出した者又は大学等の教育機関に領収証等の原本を提出している者についてはこの限りではない。

- 2 前項の保管期間は、助成金の交付が決定した日から10年とする。
- 3 当財団は、領収書等の原本の提出を受けた場合、当該領収書等の原本を助成金の交付が決定した日から10年間保管する。
- 4 当財団は、前項の保管期間が満了した後、直ちに保管していた領収書等の原本を破棄する。ただし、前項の保管期間満了前に、領収書等の原本の提出者が返却を求めた場合はこの限りではない。

(報告)

第12条 助成金の交付を受けた者は、年度末までに研究成果(結果)報告書を提出しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の報告書と同時に、費用の明細を提出しなければならない。また、可能な限り領収証の原本(以下「報告資料」という)を明細に添付し提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により、前項の報告書と同時に報告資料の提出ができない場合、その旨及び提出できない理由を報告しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けた者は、前項ただし書きに該当する場合、報告資料の提出が可能となった後、すみやかに報告資料を提出しなければならない。

(監査)

第13条 理事長は、必要があると認めたときは、理事会の承認を得て、助成金の交付を受けた者に対し、経理ならびに研究事項等につき報告を求め、または経理ならびに研究の内容等につき監査することができる。

(研究成果（結果）の発表)

第14条 当財団に提出された研究成果（結果）報告書は「奨励研究報告書」として製本し、受贈者（論文作成者）と当財団の目的に沿った研究機関等へ配布する。

2 助成金の交付を受けた者は、自身の研究成果（結果）について前項の「奨励研究報告書」として製本及び配布することに同意するものとする。

(刊行物の報告)

第15条 助成金により研究に従事する研究者が、助成金の交付を受けて実施した研究の結果の全部もしくは一部を刊行または発表する場合は、速やかにその刊行物または別刷を添付して、理事長に報告しなければならない。

(助成金の決定の取消、中止及び返還)

第16条 助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、またはその事実が判明したときは、当財団は助成金の交付決定を取消し、交付を中止し、またはすでに交付した一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行なったとき
- (2) 対象となる研究活動等が中止になったとき
- (3) その他この規程の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき

(改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事長が起案し、理事会の議決を経て行う。

(細則)

第18条 この規程の実施について必要な事項は理事長が定める。

附 則

1. この規程は、令和元年6月3日から施行する。